

日程第 6．議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、審議会を設置する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例について説明いたします。お手元に議案第 43 号の資料をお配りしました。この議書 1 ページにこの条例を示しております。まずこの目的でございますが、地方創生が国の基本政策として打ち出されております。市町村においても地方の人口ビジョンを制定してそれを踏まえて、地域の実情に応じた今後 5 年間の目標や施策の基本的な方向、それから具体的な施策をまとめた総合戦略を策定することとなっております。そのことから、この総合戦略の策定にあたっては、国と地方が一体となって地域課題に対して中長期的な視点で取り組むということで、われわれとしては重要な計画だと考えたところでございます。そのことから、町の附属機関、町長の諮問機関である附属機関として条例を制定して設置と考えました。まず、この 2 条の所掌事務でございますが、総合戦略の策定に関すること、それから毎年度これは検証いたします。計画どおりに事業が進められているか、そういったことを審議していただく。それから、その他の戦略に関して必要な事項です。委員が 10 名以内。そして、公募による町民、学識経験を有する者、町長が必要と認める者。任期は 2 年として、再任は妨げない考え方。同審議会互選での会長・副会長を置くということです。会長は、議長となるということでございます。そして、要件を設定しておりまして、委員の過半数が出席しなければ、会は成立しないという成立要件を定義しております。そして、委員の出席者の投票と言いますか、賛否は投票で決まるということです。同数の場合は、議長が決するという項目が 6 条。7 条は、審議のために必要であれば、関係者から事情を聴くこともうたっております。担当部署は、企画財政課になります。そういうことで、本町としてこの戦略が重要である位置付けから条例による附属機関として設置するという目的からこの条例の提案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それでは、会議のことですが、委員の過半数の出席とのことです。重要な戦略ということですが、半分では議決をするときに少ないのではないのでしょうか。せめて3分の2ぐらいにしていだけないかと思います。半数としたのはどういった根拠があるのかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 他の会議においても、おおむね出席要件は過半数、この場合であれば6名、10名であれば6名という考え方で、半数以上が出席で成立というような考え方には持ってきております。特に3分の2以上とは考えていなくて、その他の同様な会議を参考にさせていただいて過半数と設定しました。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん これはこれから大きな区切りとなる総合戦略ですので、重要な会議だと思います。そこを考えると会議の出席人数を再検討していただくことを要望して終わります。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 質問させてください。今でもいろんな委員会があります。区画整理の委員会があったり、総合計画の委員会があったり、いろんな委員会が今あります。それとの兼ね合いはどうなるのでしょうか。今後どうなるのか含めて答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それぞれ法律で定められている委員会、それから、市町村独特な政策の目的を達成するための委員がごございます。それぞれの委員会は、それぞれの目的で設置されていると考えています。当然、まち・ひと・しごとというのは、町民の皆さん若しくは町外の皆さんが南風原に住みたい、子育てしたい、職場も持ちたいという未来に向かって本町が住みやすい町ということで非常に重要な戦略だと考えております。その会議には、当然特化した同審議会が必要だと考えました。先ほど言った住みやすさ、働きやすさ、子育てしやすさ、それぞれの会議があります。都計審（都市計画審議会）もそうで

あれば民生関係の会議もあります。それが必要であれば、7 条に関係者の出席とございますので、おおいに情報も交換しながらこの審議会を展開していくことになると思います。他の審議会とも情報共有が必要なものは共有しながらその審議に当たっていくことになります。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今、部長が言ったように、個別の委員会があります。今後次のようなことが起こらないでしょうか。個別の委員会が出した意見、今回の総合戦略審議会が出した意見、まちづくりを推進するにおいて意見の食い違い。町長に対する意見書、それぞれの委員会で違っていたとき、どういうふうにするのか。たぶん、これまでは福祉関係であるとか総合計画であるとか、区画整理であるとかいろいろな意見書が出ているわけでしょう。住民計画であるとかいろいろな計画書が出ています。そういったものとの兼ね合い、実際どういうふうに取り扱っていくのか。ばらばらの考え方が、町長への意見書として出てこないかとも限らない気がするが、審議会の取り扱いはどうなるか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどもその点に触れたつもりでございますが、当然、それぞれの目的に特化した委員会がございます。一番基本となるのが総合計画。総合計画に沿った目的でこの戦略も策定されていきますし、もちろん 5 年計画の 5 年目のもの、5 年前に考えた計画、今の時代背景を考慮した計画、確かに時間的なずれから少し方向性を修正するものもあるかも知れない。ただしやはりそれぞれの特化した委員会の意見も尊重しつつ、また今後に向かってということですので、それはお互い調整しながらですのでそれぞればらばらの意見を出すことにはならないと思います。それぞれの委員会から出された意見も参考にしながら、そしてまた策定された時期も勘案しながらこういった計画は作られていく、また時と場合によって計画も変更され方向性も変えながら、やはり時流に則したと言いますか変わりながらあることも大事なことでないかということでもあります。言いたいこととしましては、それぞれの委員会の情報も加味しながら成り立っていくと考えます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 総合計画あるいは福祉計画、いろんな計画を持っていますね。それも検証しながら、同じ方向に向いた行政をやらなければ、それぞれの委員会がばらばらではまちづくりはできないだろうと思います。そういった意味で、今皆さんが作っている計画も検証しながらこれから作る計画もしっかりやって欲しい。そのことを申し上げておき

ます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 プレミア商品券の話が出たのは今年でしたか、その時にもこの話が出ていたはずなのですよ。こういう戦略を立てれば次年度から新たに交付されると、そのことだと思うのですけれども、プレミア商品券はその年度で使って、もう1つはと言っていたこれが、まち・ひと・しごと創生事業ではなかったかと思います。それを策定することによって次年度から交付金が下りてきますよというものがあつたと思うのです。以前もらった地方創生の取組について詳しく読んだわけではないのですけれども、これを見ると2010年までに都市への人口の集中を食い止めるとか、地方で30万人分の仕事を作るとかそういったことを各地方でやろうということだと思います。聞くところによると、その事業の策定は早めに、7月でしたか勉強会のなかで聞いたら今年の10月までにいせばそれだけの交付が受けられるとか、少なくとも年度内にやらなくてはいけないというような話だったのですけれども、そういう事業なのでしょうか。そういうことであれば、先ほど花城清文議員からあつた総合計画との整合性、今から南風原町は第五次ですかその計画を作る段階でもあるのですがそれとの整合性を取りながらとなると、ゆっくり時間をかけてやらなければいけないのではないかとも思うのです。ところが、この事業は早めにやらなければいけないものだと私は受け取っています。実際にそうなのでしょうか。今年中、早めに作らなければいけないと、検証ともあるので、次年度には検証して直していくことになるかも知れませんが、当初はとにかく早めに作り上げなければいけない、そういう事業なのですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるように、地方版総合戦略は国としては昨年度の補正予算で活用させていただいておりますので今年度中の策定が想定されております。そして、議員のおっしゃる10月までの策定というのは、1,700億円のうち300億円を上乗せ分として国が10月までに完成した所、あるいは先駆的なモデル事業として選定された所に配分しますとございましたが、うちとしましては議員おっしゃるように総合計画の見直し時期とも一致していたことから、この前半時期で策定が厳しかったので年度内の策定に向け鋭意努力しているところでございます。以上で回答といたします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

平成27年第3回定例会9月4日

○11番 宮城寛諄議員 あとは委員会でやって欲しいのですけれども、ただ、委員10名、それから公募、有識者とあります。公募するとそれなり関心のある方が手を挙げてくるのでしょうかけれども、実際にこれまで例えば総合計画を作ってこられた方、役場職員のほうが早めに策定するには適当ではないかと思うのです。皆さん役場の職員としては、どう考えておられるのですか。それとも従来やってきた方よりも新鮮な町民の考え方のほうがよりベターなものが作れるというお考えのものなのか。そこはよく分かりませんが、職員はどのような配置の仕方をされるのですか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えします。役場庁内においても、南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置いたしまして、そのなかで本部長を副町長、本部員を各部長、そしてその下に幹事会を設けて幹事長を総務部長、副幹事長に企画財政課長、その他各課課長。そして更にその下に連携して作業部会等を設置しております。作業部会では、部会員として各課の担当、課長他担当で構成されています。その庁内の組織と今回の審議会、いわゆる外部組織の皆さんと一緒に連携してより良い戦略策定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 条例で作ろうとしている審議会10名の委員と、それから庁内で作る副町長をトップとするものがあると。これにはどちらが上だとか下だとかあるのですか。同列、一緒になった会合でやるということなのですか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 審議会の意見を尊重しながら、それを踏まえて内部組織でも戦略策定づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 南風原町ひと・まち・しごと創生総合戦略審議会条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。